

おおくま

2012年2月1日

大熊町役場 会津若松出張所

発行：大熊町役場企画調整課
所在地：福島県会津若松市追手町2番41号
電話：0242-26-3844（代表）
E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp
ブログ大熊町
<http://blog-okuma.jugem.jp/>
大熊町公式ホームページ暫定版
<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>



大熊町成人式が 開催されました

平成24年大熊町成人式が1月8日、会津若松ワシントンホテルで開催されました。今年には震災の影響も懸念されましたが、男51人、女33人の計84人の新成人が出席し、大人の仲間入りを果たしました。

べました。

式では、渡辺町長から「風雪に耐えきる『けい草』に成長し、困難な現状を打破し、新しい大熊町、新しい日本を背負って立つ人間に成長してください。大熊町の復興のためには、若い皆さんの力が必かりと踏み出していきます」との式辞の後、新成人代表の千葉眞由子さんへ、成人証書と記念品が送られました。式典が終了し、記念撮影の後には、同ホテル内で恩師との懇親会が行われ、新成人たちを代表しては、千葉幸生町議会議長と恩師の星健一、元大熊中学校教頭が祝辞を述べていました。



コミュニティ紹介

大熊町民が集う

ふれあいサロン

〜縹りあい処 空間 kuma
(郡山市)〜

郡山市では、週に一度、大熊町民が集まるサロンがあります。

10月8日から設けられたこのサロンを、年末の最終回に訪ねてきました。



この日集まった皆さん

◎こうしたサロンを設けた経緯は？

「大熊の人はたくさん郡山に来ています。お互いに知って、泣き泣き、涙ながらに來ている人もいますので、初めのうちはそれぞれに連絡を取り合っていました。でもそれって、みんなバラバラにやっ

「借り上げ住宅に入っている私たちは、バラバラなんです。でも、決まったところがあれば、一人ずつでも來れ

ています。定期的な借り上げの記事や、新聞、ヨークベニマルの情報センターで掲示しているような場所があるとい

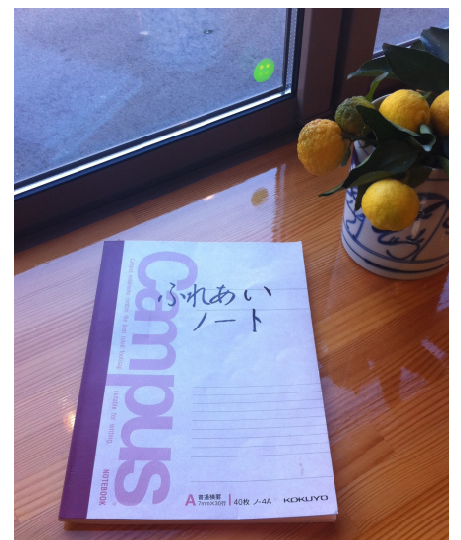
いなと思っていました。」
「そういう話が出たのは、あると、そうして案内もでき

ています。決まったところが集まっていたときです。8月自由なので、その日その日で頃でしょうか。そみんなの話は違っています。賠償で、ここへ「縹りあい処 空間」をいろいろな情報交換をします。

「[2]」の熊田恵美講師の方を呼んで研修会をしようとしたら、ロコミの情報が大事なこともありました。」
「このサロンを思い出したんです。」

◎実際に参加されてみていかがですか？

「ここは月々木でお、実際に参加されてみていかがですか？」
「私は今日始めて來ました。主人と二人で住んでいるので、借り上げです。近所の人とも話しますが、つ



ふれあいノート
10月8日からのメモがあります

こんな話はできません。共通合いの方がここへ足を運んだ話はないんです。大熊ことが分かったりして嬉しい話はありません。今日は、友です。」

「私は、もともと知っていた人が車に乗せてくれて、一緒に連れてきてくれました。大熊のみんなに会えて、ホッとしてきました。」

「郡山には、大熊の方が700人くらいいると聞きました。でも、住所や電話番号が分からないので、なかなか行けま

せん。近くにこういう場所があるといいなあと思っています。さあ、お茶を入れましょう。」
「ここに来ると、お知り合



お昼ごろには12人が卓を囲みました

◎大熊町民の皆さんへメッセージ
 シをお願いします

「ここへは、どなたでも、男 女や年齢の別なく、いらっしやいます。今のところ子どもたちに来ていいのですが、子どもたちも歓迎です。何か相談事のある方でも、とくに困っていることのない方でも、ここへたまに顔を出すと、いろいろな話やつながりができます。」

もし、みんなで勉強をした いねということになれば、勉強会や講演会もやります。双葉郡の方をお呼びして音楽を

やっていたでもいいかも しれません。何かやりたいこと や知りたいことがあれば、とや知りたいことがあれば、郡山にお住まいの方もそう でない方も、また県外にいらっ しゃる方でも、郡山へいらし ながら、用事のあいだに少 し立ち寄ってみてください。 誰かしら、嬉しい大熊の方が いると思います。

◎「空間」熊田恵美子さんが こうしたサロンにこめる想 いは？

町のみなさんも自分なりの生 かけになったら、心から嬉し く思います。」

取材協力
 首都大学東京大学院生
 吉田 耕平 氏

「私は仕事を退職した後、 郡山の都会では人のつながり がうすいことに戸惑いました。 自分なりの生き方がほしい、 何かをやりたいと思いました。 それで「縊りあい処 空間 kuuma」という名前で、近くの 農家で作ったものを誰かに食 べてもらえる場所、寄り合っ て楽しく過ごせる場所を作っ たんです。」



縊りあい処 空間 kuuma
 福島県郡山市開成6-357
 Tel & Fax 024-953-6078
 月曜日～木曜日 通常営業 10時～16時
 土曜日 開放時間（大熊町） 10時～16時
 〈通常営業にも、おいしい手料理やご主人のコーヒーを楽しんでいただけます。〉
 〈土曜日の開放時間帯は、お好きな時間に入 入りしていただけます。〉

3月以後、大熊町の友人が こちらにいられているのでお 会いし、ぜひみなさんが集ま れる場所として使ってもらい たいと思い、お声をかけまし た。地震以来この「空間」も 寂しくなっていたので、私も とても助かっています。週 ごとに、みなさんのお顔が明 るくなって行くので、こちら も元気になる。最近、みな さんが土曜日にいらしてくれ るのが楽しみで、心待ちにす るようになりました。

こうした場所で、もし大熊

<アクセス>



あつまっかおおくま
共に育ち合い(愛)サロン
むげん(柏崎市)とむげん(中越地)

新潟県柏崎市に避難している大熊町民のみなさんが、「あつまっかおおくま」という集まりを開いています。

この集まりは、主に三つの形で行われています。

- ①月に一、二度開かれる定例会
- ②不定期で自由に行われるサロンでのお茶飲み会
- ③イベントの企画・立案
 (中越地震からの復興を遂げた山古志見字等)

今回は忘年会におじゃまして参加者にインタビューしてきました。

◎ あつまっかおおくまが生まれたきっかけは？

「私たちの多くは、柏崎に避難してきました。避難所で、サロンの姐さんと知り合うようになり、お茶を飲みに来るようになりました。あつまっかおおくまの集まりじゃなくても、よくサロンに来ています。ここには大熊以外の方



第一回(上)、第三回(下)の集合写真

もたくさんいらっしゃいます。」で8月末に7人で会う機会を「あつまっかおおくま」設けました。そして、交流が始まったきっかけになった始まったのです。」
 「それぞれが、知り合いに性)でした。この方が『大熊電話をして誘って、とにかく市役所の担当職員(保健師)にまりました。その結果25人も話しをして、とりあえずはサ集まりました。同じ大熊でもサロンの姐さんに相談しようというところがなければ出会うことができなかった人とも、出会うことそのとき、私たち何人かできませんでした。その後は、ここでお茶を飲んだりお話を定例会として、10月にしをしていました。そういう二回目、11月に三回目、12月ことなら一度その方とお会いに四回目と、市内の施設を自ら、同じように福島から避難してきている人に会う機会

◎今日は忘年会です

私は6月まで柏崎市内の避難所にいました。6月になってようやく、借り上げアパートという形で一般企業の社宅に入れたんです。私は、5月に一度スパーで大熊の方に会いました。社宅に入ってから、同じように福島から避難してきている人に会う機会

「やっぱ、一度目の一時帰宅ができるようになるまでは、みんなそわそわしてしまっでも、一時帰宅をしてやっぱり帰るのはもう無理だ、という気持ちになった方も多かったです。そうなるやっぱり、この柏崎でどうにか暮らしていかなければ・・・みんな支え合いながら、何か自分でやらないといけないのか?という気持ちになってきました。」

「定例会だけではなく色々な方との交流もありました。中越地震の被害にあった山古志へ行って、自分達も何ができるのかを勉強しようという意見があり、協力してくださる方々の支援で実現しました。その時も山古志のみなさんから「私達も大変でしたがこうして復興できたから、頑張ってください」と声をかけていただきました。嬉しかったです。」

「今回の忘年会では、中越地震で被災した村のひとつ、川口村のみなさんが参加してください、とっても楽しい忘年会になりました。餅つき、蕎麦打ち、しめ縄作りと笑いのたえない日になりました。みなさんに心から感謝です。」

そして人と人が繋がって
く「絆」を大切にしたいと思
いました。



公民館でしめ縄作りをしました

「あつまっかおおくま」

実行委員

愛場 誠

金森 干城

森口 須美枝

小沢 ミヨ子

片寄 勇

《共に育ち合い(愛)サロン
むげん 姐さんより》

「自らの経験を活かし、被
災者と顔のみえる関係を続け
たい。」

◎大熊町民の皆さんへメッセ
ジをお願いします

県内被災者も県外被災者も
離れていても、“ふるさと”
を思う気持ちは同じだと信じ
ています。いつの日か“ふる
さと”を再びお母さん言葉で・・・
みんな一緒に顔晴り(がんば
り)しましょう。

＊顔晴る(がんばる)は顔が晴
れるようにすること、笑顔
になるようにする

中越沖地震の時、私も避難
生活を送った。市職員として
支援活動も行うなかで、避難
者であっても自分でできるこ
とは自分ですることが大切だ
と感じた。何もしないと「自
立」できなくなっていく。

市を退職後、気軽にいろん
なことを話し、相談できる
“憩いの場”としてサロンを
始めた。今は東日本大震災で
被災された方が集まる場になっ
ている。みんな同郷の人と話
したいという気持ちがあり、
ここに來ることで「一人じゃ
ない」という気持ちを抱いた
り、情報を得たりすることも
できる。また、サロンに集ま

る支援物資を本当に必要とし
ている方に渡せるように、相
手としっかり話し合うなど、
顔の見える支援を行っている。

そうしないと「してもらって
当たり前」になってしまい、
「自立」を妨げてしまう。

今、一番心配なのは、避難
生活が長引く中で、心のケア、
特に子どもとその母親へのケ
アが必要となってきたというこ
と。少しでも助けになるよう、
周りを巻き込みながら集える
場であり続けたい。みんなが
福島に帰るその日まで・・・。
小さい力だけど支援を続けて
いきたい。

「県民だより」にいがた」
の掲載記事より

《今後の予定》

定例会

〈日時〉

2月17日 9時半～12時半

3月16日 9時半～12時半

〈開催場所〉

柏崎エネルギーホール

新潟県 柏崎市 駅前2-2-30

＊大熊町の関係の方ならどな
たでもご参加ください。

〈忘年会の案内より〉

「あつまっかおおくま」とは、
福島県双葉郡大熊町の避難者
有志が集まって発足した会
です。大熊町の人の「心」と
「心」のふれあいを大切に、
何でも語り合える場づくりや、
大熊町の人元気になるよう
なイベントを、企画・実施し
て行く会です。



サロンの中の様子
<アクセス>



共に育ち合い(愛)サロン むげん

新潟県柏崎市柳橋町1-25

0257-21-1503

<http://smilesalon-mugen.com/>

“あつまっかおおくま”の役員会を不定期に行
うこともあります。大熊の人に限らず福島
の方がたくさん利用しています。また、柏崎市民
との交流の場でもあります。「気軽に気楽にお
越しくください」

取材協力

首都大学東京大学院生

吉田 耕平 氏

Q1

東電から送られてきた請求書類には、必ず書いて郵送しなければならぬのですか？

A1

東電から送られてきた請求書は、あくまで加害者側の一方的な提示でしかありません。この内容を十分に理解してから提出するようにしましょう。

Q2

このまま請求書を書かないで放って置くのは不安です。いつまでも書かないでいると請求できなくなるのでしょうか？

A2

すぐに請求できなくなることはありません。原則として3年間は請求できる権利は失わないとされています。あせらず、十分納得できてから提出するようにしましょう。

Q3

東電に損害を請求できる方法は、いくつかありますか？

A3

①直接請求

東電から送られてきた請求書類に記載して郵送する手続き

②原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続
申立をすると、あなたと東電との間に仲介委員が入って和解や仲介をしてくれます。

③訴訟手続
申立書は文部科学省のホームページからダウンロードすることが出来ます。インターネットを利用できない方は、原子力損害賠償紛争解決センターにお問い合わせください。

◇デメリット

東電の一方的な内容と金額に拘束される。

②原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続
◇メリット

柔軟な記載で請求できる。
◇デメリット

相手方への強制力がない。資料の提出を求められたり、呼び出しを受けることがある。

③訴訟手続
◇メリット

厳格な手続きで言い分が判断される。
◇デメリット

手続きが難しく、時間と費用がかかる。

Q5

今生活費があまりありません。東電の請求書でほとんど納得しているのなるべく早く賠償してもらいたいのですが、どのような請求方法が良いですか？

A5

賠償項目を分けて請求することを検討してみてください。

東電は損害項目ごとに合意するかしないかを選択できる(一部合意できる)としていま

す。まずは納得している損害項目のみを請求して合意し、納得できない損害項目については改めて請求書を取寄せて検討したり、紛争解決センターへ申し立てをするというやり方もあります。「その他」の損害項目の審査には時間がかかってしまうので、まずは「その他」の損害項目を書かずに請求するというのも一つの方法だと思えます。

Q6

今回送られてきた東電の請求書で請求できる損害は何ですか？

A6

今回の東電の請求書で請求できる損害は、あなたが受けた損害のごく一部のみで、①避難生活等による精神損害、②避難・帰宅の費用、③一時立入の費用、④生命・身体的損害、⑤就労不能損害、⑥人や物の検査にかかった費用、⑦その他となっています。

Q7

賠償項目を分けて請求することを検討してみてください。

A7

1 回目を送られてきた請求書はまだ提出していないのに、2 回目の請求書が送られて来ましたが、1 回目の請求書か

Q8

東電の請求書に記載して郵送する場合には、同封しなければならぬ書類は何ですか？

A8

①委任書、②ご請求者さまの情報、③避難履歴、④賠償金ご請求書、の他に各種証明書、領収書などの書類を付けて同封しなければなりません。なお、送付した書類は全てコピーをとって、お手元に置いておくことをお勧めします。



Q9

添付する領収書は原本を提出しなければならぬのですか？

A9

東電は原本(コピー)ではなく本物)の提出を求めています。原本を提出する場合は後日の確認や別な手続が必要になることが予想されますので、必ずコピーを控えておいてください。また、東電では領収書の原本は要求があれば返還すると説明していますので、必要な方は必ず原本の返還を要求してください。

Q11

現在は家族が別々に生活していますが、世帯から個別に分けて請求することはできますか？

A11

可能ですが、その場合、東京電力原子力補償相談室(電話0120(926)404)から別々に請求書類を送付してもらってください。

Q12

委任書は、署名押印して提出してしまおうとこれで全て納得したことになってしまおうのですか？

A12

請求書類と一緒に提出する委任書は、次の事柄について同意を意味しています。

Q13

避難履歴に印字されている避難状況と実際とは違っているのですが、どのように対処すればよいでしょうか？

A13

2重線を引くなりして避難先番号を訂正し、余白の欄に正しく書き直してください。

Q14

3月12日に1日だけ避難所になりましたが、それからは親戚の家に避難しました。その場合、3月の避難生活等の精神的損害はいくらですか？

A14

避難所に1日でもいれば12万円の請求額となります。

Q15

一時立入の際に町から交通費や宿泊費の支給を受けたのですが、東電へこれらを請求できますか？

A15

大き分けして2つの証拠を出す必要があります。1つ目は、働いていた事実が分かるもの、2つ目は、支給された給料の額が分かるもので

Q16

今回の原発事故をきっかけとして給付金や補助金が支給された場合、その分は別に請求できないとされています。

A16

医療費については免除措置を受けていますが、免除された医療費を請求できますか？

Q17

就労不能損害の証拠として何を提出すればよいかよく分かりません。

A17

就労不能損害の証拠として何を提出すればよいかよく分かりません。

Q18

給与額が分かる書類を提出しなければなりません。これらが仮に提出できない場合でも、就労のタイプ別に最低限の金額の賠償が請求できます。

Q19

給与額が分かる書類を提出しなければなりません。これらが仮に提出できない場合でも、就労のタイプ別に最低限の金額の賠償が請求できます。

Q20

給与額が分かる書類を提出しなければなりません。これらが仮に提出できない場合でも、就労のタイプ別に最低限の金額の賠償が請求できます。

領収書を無くしてしまったのですが、請求できませんか？

賠償の項目によって、領収書が必要な場合と、無くても一定額が支払われる場合があります。また、領収書が必要な場合でも、標準的な金額を支払うとしていますので、実際にかかった費用は具体的な事情を記載の上請求してください。

請求書類と一緒に提出する委任書は、次の事柄について同意を意味しています。

3月12日に1日だけ避難所になりましたが、それからは親戚の家に避難しました。その場合、3月の避難生活等の精神的損害はいくらですか？

避難所に1日でもいれば12万円の請求額となります。

大き分けして2つの証拠を出す必要があります。1つ目は、働いていた事実が分かるもの、2つ目は、支給された給料の額が分かるもので



Q 18

原発事故によって会社も休業状態になり、一時的に離職を余儀なくされたため雇用保険失業給付を受けていました。が、その場合でも東電へ就労不能損害を請求できますか？

A 18

東電は、今回の事故を原因として受け取った給付金や補助金は、その金額を賠償金から控除するとしています。雇用保険法に基づく失業等給付金はそれに含まれず、賠償金請求できません。

A 20

東電では対応を検討しているとしていますが、通常領収書等はいただいでないでしょうから、経緯とご事情を「その他」欄に記載して請求してください。可能であればその親戚に領収証や受領書など金額がわかる書面をもらえるとよいでしょう。

Q 22

家族が別々の場所に避難した場合、家族間を行き来する費用は賠償の対象になるのですか？

A 22

多くの方がそれぞれの事情で家族別々の生活を余儀なくされ、つらく寂しい思いをしています。東電は、原則として同一世帯内での移動費用について、必要かつ合理的な範囲で標準交通費を支払うとしていますので、「その他」の欄に事情と移動日及び移動費用等を記載して請求してください。

び、炊飯器、電子レンジ、電報道もあります。指定区域見

気ポット、冷蔵庫、洗濯機、直し後も適切に賠償されるよエアコン、暖房器具、温水洗う求めていく必要があります。家具、寝具、カーテン、絨毯、Q 25

学校の制服、礼服、就労に関し必要な被服、スタッドレスマスですか？

土地建物の買い取りはされ

残念ながら今回の請求の対

象となっておりません。国は、

高線量地域(年間100ミリ

シーベルト超)を中間貯蔵施

設建設の為に買取り(借上げ)

を検討していると報道されて

います。ただしこれについて

も、内容によっては東電側で

るよう求めていく必要があります。

認めないケースも出てくると思われ

ます。

思われます。

Q 19

専従者給与所得者の就労不能損害や、役員報酬の損害については請求できますか？

A 19

原則として個人事業主や会社からの請求となり、個人向けとは別の請求となります。

東電では、それらは生活費の増加分として避難生活等の精神的損害に含まれるとして

います。皆さん納得いかないところかもしれません。今回きるものにはどんなものがあるでしょうか？

他に「その他」欄に記載で

るのですか？

賠償はいつまで支払ってくださ

いますか？

に賠償されるのでしょうか？

東電は、その終期について

は改めてお知らせしますと

ただこのコールセンターへ

お問い合わせください」とし

ていますが、現段階で具体的

な賠償金の支払いはしてい

ないようです。財物価値の喪失

Q 20

親戚の家に避難し、お世話になった謝礼金を渡していますが、請求できますか？

Q 23

東電は避難生活における生活費の増加費用について、「生活に必要な不可欠な家財道具等について、お住まいから持ち出しができない等の理由により避難期間中に新たに購入された場合は、必要かつ合理的な範囲でその実費を賠償させていただきます。」として

A 23

東電は避難生活における生活費の増加費用について、「生活に必要な不可欠な家財道具等について、お住まいから持ち出しができない等の理由により避難期間中に新たに購入された場合は、必要かつ合理的な範囲でその実費を賠償させていただきます。」として

ています。例えば、テレビにはその終期が示されると

なると思われ

ます。

東電は、その終期について

は改めてお知らせしますと

ただこのコールセンターへ

お問い合わせください」とし

ていますが、現段階で具体的

Q 24

賠償はいつまで支払ってくださ

いますか？

に賠償されるのでしょうか？

東電は、その終期について

は改めてお知らせしますと

ただこのコールセンターへ

お問い合わせください」とし

ていますが、現段階で具体的

な賠償金の支払いはしてい

ないようです。財物価値の喪失

賠償させていただきます。」

として

ています。例えば、テレビにはその終期が示されると

Q 26

家に残してきたペットが死

んでしまいました。どのよう

に賠償されるのでしょうか？

東電は「個別対応させてい

ただこのコールセンターへ

お問い合わせください」とし

ていますが、現段階で具体的

な賠償金の支払いはしてい

ないようです。財物価値の喪失

賠償させていただきます。」

として

ています。例えば、テレビにはその終期が示されると

なると思われ

Q 27

就労不能損害は合意してもよいのですが、精神的損害については納得できません。どうすればよいでしょうか？

A 27

一部の項目の請求も可能とされ、合意に至った賠償項目のみをまず先行して支払う運用がされるようなので、納得している損害項目と金額のみを合意するようにしましょう。

Q 28

今回の請求金額が受け取っている仮払金より少なくなつた場合、返金しなければならぬのでしょうか？

A 28

今のところすぐに返金する必要はありません。しかし次回以降に持ち越して清算され、最終的に返金を求められる可能性があります。

Q 29

合意書を交わしたら今後はもう一切請求できないのでしょうか？

A 29

東電は、やむを得ない事情によって請求に漏れがあった場合には、追加請求の相談に

応じるとされていますが、後で追加するのは困難が予想なので、慎重に請求しましょう。

十分理解し、納得したうえで慎重に署名押印したほうが良いでしょう。なお、

納得できない部分がある場合は、納得できる部分についてのみ合意をしてください。

一部の損害項目のみ合意するつもりですが、注意点はありますか？

東電から返送された「お支払明細書」の今回合意しない項目に「***」が付いていることを確認してから合意してください。

東電が設置する相談所で書き方を説明してもらいました。そのまま郵送してもよいでしょうか？

加害者側の記載の援助、加害者側の見解でしょうか？

原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続は、チェックやアドバイスを受け東電の請求書を提出してから側で書き漏らした損害を教え

東電から送られてきた請求書を書いて欲しいのですが、どこに相談すればよいでしょうか？

また、今後原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続の申立や訴訟

手続をする場合、どこに相談すればよいでしょうか？

お問い合わせ先

◆福島県司法書士総合相談センター

電話024(5533)7770

◆福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済センター

電話024(5533)7770

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

A 33

いいえ、前提として東電の請求書を提出しなくても、直接的知識が必要とされること接原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続を申し立てることができません。ただし、初めから全ての損害項目について原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介手続を申し立てると、解決するまで一切損害賠償の支払いがなされません。納得できる損害項目があるならば、先にその損害だけを合意して賠償してもらい、納得できない部分についてはのみ和解仲介手続を申し立てするほうが、手続きにかかる時間、費用の面を考えると得策かもしれません。

現段階では東京と郡山の2か所のみ設置となつていますが、今後福島県内各地に設置される計画があります。申し立て自体は郵送でもできますが、その後期日が指定されて呼び出しを受ける可能性もありますので、その際は各所に足を運ばなければなりません。

原子力損害賠償紛争解決センターは現在2種類の申立書を用意していますが、そのうち簡易版の申立書は、弁護士に依頼しなくても申立本人で手続することを想定した

内容になっていきます。しかし、

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター

Q36

今後も全て専門家に任せたいのですが。

A36

す。今のところ何の症状も出ていませんが、放射能漏れの被曝による損害賠償請求はできますか？

請求書の記載の内容や金額は各被災者によって異なります。記載を依頼された専門家でも、被災者の事情の聞き取りから請求書の記載まで全てをお手伝いするには相当な時間がかかると予想されます。また費用もかかってしまいます。(今後、東電に直接請求する場合は3カ月ごとに手続きをしなければなりません。)

A37

何の症状も出ていない今の段階では、過去の裁判例を参考にすれば損害が発生しているとは判断されず、損害賠償請求が認められる可能性は低いと思われます。(水戸地判平成20年2月27日)しかし、避難等対象区域の詳細については中間指針追補を参照してください。

Q3にある手続きのどれを選択しても、専門家に依頼すれば、その都度費用もかかってしまいます。無料で相談を受けられる場所は沢山ありますので、可能な限りご自身で請求書類を読み込んで、東電が設置する相談所も利用しながら、いろいろな人に聞いて情報を集めた上で、どうしても出来ないという場合に法律専門家等に依頼することを検討してみましよう。

Q38

自主的避難者が請求できる損害賠償について教えてください。

自主的避難等対象区域に指定された地域に居住していた人に対しては、自主避難した人、避難しなかった人、いざな放放射線を浴びたと思われま

は、被災した多くの方々の為に、自主的避難等対象区域に指定された地域に居住していた人に対しては、自主避難した人、避難しなかった人、いざな放放射線を浴びたと思われま

Q37

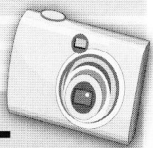
今回の福島第一原子力発電所の事故によって、漏れ出した放射線を浴びたと思われま

自主的避難等対象区域に指定された地域に居住していた人に対しては、自主避難した人、避難しなかった人、いざな放放射線を浴びたと思われま

平成23年12月31日 作成

福島県青年司法書士協議会

あの人に伝えたい「ありがとう」みんなのフォトギャラリー 皆さんの投稿を募集しております!



A あの人に伝えたい「ありがとう」

震災の時に助けてくれた人へ、避難先でお世話になった人へ、今お世話になっている人へ……伝えたい「ありがとう」はありませんか?直接言うのが難しい、あなたの「ありがとう」の気持ちを紙面で紹介させてください。

直筆ハガキ、
絵手紙なども
OK!

B みんなのフォトギャラリー

みなさんがお撮りになった写真を募集しております!大熊町に関すること、震災に関すること、我が家のペット自慢など、題材はなんでもOK!携帯やデジタルカメラで撮影したものをメールに添付してお送りください。

- ①お名前・②大熊町での大字名・③現在お住まいの都道府県や市町村名をお書きください。※匿名をご希望の際は、その旨お知らせください。
 - Aの「あの人に伝えたい「ありがとう」」はメールの本文かテキストファイルを添付してご応募ください。ハガキ・封書での投稿もお待ちしております。
 - Bの「みんなのフォトギャラリー」は携帯メールかPCメールに画像を添付して、画像のタイトルやコメントも記載してください。
- ※掲載はモノクロになります。※ご応募いただいた原稿は返却できませんのでご了承ください。

メールでの応募先

okuma@next-hamashin.co.jp (右のQRコードからもメールを送れます。➡)



郵送での応募先

〒965-0873 福島県会津若松市追手町2番41号
大熊町役場 会津若松出張所企画調整課「おおくまの絆」係

大熊町復興計画を策定します

計画策定のための検討項目

①街づくりの考え方

大熊町では、大熊町復興構想(案)に示す、将来「みんなで戻って復興を」に向けた計画の策定を行うことといたしました。この計画は、今後概ね5年間の目標を定めるものであり、町民の皆さまに安心して暮らしていただくため、今後の行政機能の拠点、居場所、雇用、教育などを具体的にするものです。

②居住場所等の検討

また、大熊町に戻らない方への支援も盛り込んだ幅広いメニューといたします。

③雇用

計画の策定は、より多くの方のご意見をいただくため、町行政区長、各種団体の長への説明会や検討会、町議会への説明を行いながら、大熊町復興構想(案)の検討を行っていた検討委員12名に一般の方8名を加えた大熊町復興計画検討委員会を中心に行ってまいります。

④教育

この計画は、今年3月末の策定を目標にしながら進め、協議経過については随時「広報おおくま」に掲載してまいります。

⑤医療・福祉・商業

①街づくりの考え方
行政機能をどう考えるか。
大熊町の町内拠点あるいは町外拠点の設置をどのようにするのか。

②居住場所等の検討
本格除染後、大熊町内へ戻り低線量地区へ居住する。または、町内の低線量地域確保まで他市町村へ居住する。
居住のための構造物などのようなものとするのか。

③雇用
当面の除染事業、廃炉事業等への従事。
双葉郡内、いわき市など1時間通勤圏への求職。

④教育
町独自の集合教育をしていくのか、また、他市町村の教育機関に委ねるのか。
町内拠点、町外拠点を設置した場合に教育機関をどのようにするのか。

⑤医療・福祉・商業
町内拠点を設置した場合、医療や福祉をどのようにするのか。
町内業者協同店舗の設置。

⑥大熊町を離れる方への支援

大熊町を離れる方へどのようなことが支援できるのか。

計画策定のスケジュール

1月

10日 町議会への説明
12日 町行政区長への説明
17日 復興計画検討委員会の開催

2月

18日 各種団体長への説明
町議会への説明
町行政区長との検討会
各種団体長との検討会
復興計画検討委員会の開催

3月

町議会への報告
町行政区長との検討
各種団体長との検討
復興計画検討委員会の開催
アンケート調査

第1回大熊町復興計画検討委員会を開催しました

1月17日、大熊町役場会津若松出張所において、第1回目の大熊町復興計画検討委員会が開催されました。

会議に先立ち、鈴木副町長から新たに委員となられた方に委嘱状が交付され、引き続き復興計画策定の概要について説明がありました。

なお、会議では委員の方から様々な意見がありました。今後の復興計画策定に向けた

◎主な意見

- 復興計画策定のためには先入観をなくし、何をやらなければならないかをゼロから考えていかなければならない。
- 国や県の指導だけで施策を行うのではなく、町独自の施策を提案していかなければならない。
- 住民があつてこそその大熊町であることを基本に考えていかなければならない。
- 住民の生活基盤を確立するための施策を考えることが重要である。
- 子どもの事を考えると大熊町に戻るとは考えられない。次へのステップのため、財物補償を明確にしてほしい。
- 教育や雇用の問題から大熊町民が他市町村へ流れている。早めに集団移転等を行わないと大熊町がバラバラになってしまう。
- 大熊町に帰ることを望むが除染がいつから始まるかわからない。帰れるまでの集団移転も考える。



方向性の確認を行いました。

お知らせ

所得税の確定申告について

現在、平成22年分及び平成23年分の確定申告の期限が延長されているところですが、確定申告を希望される方につきましては、福島県内をはじめ全国の税務署で受付を行っておりますので、最寄りの税務署にお問い合わせください。

町での所得申告の受付について

会津若松市といわき市にて、別表の日程で所得申告の受付を行います。避難中のため、例年のような人員や機器の確保が困難なことから、町民の皆様にご不便をおかけすることが予想されます。特に、各集会所での申告は機器や資料の持込が限られますので、あらかじめ御了承ください。

また、確定申告が不要な方(※下記参照)につきましても、どのような収入があったか町で把握する必要がありますので、別途郵送にて受付を行います。詳細は後日お知らせいたします。

※確定申告が不要な方の例

- ・収入がない方(失業保険や遺族年金、心身や財産に対する賠償金などは非課税所得のため申告不要です。)
 - ・収入が1か所からの給与のみで、年末調整済みの方
 - ・収入が公的年金のみで、公的年金収入が400万円以下の方
- なお、以上の方でも、所得税の還付等を受けたい場合は確定申告をすることができます。

平成23年分 所得申告相談日程

◆仮設住宅に避難中の方

受付日	受付対象となる仮設住宅名	会 場	受付時間
2月15日(水)	会津若松市 第二中学校西	第二中学校西集会所	午前9時～11時
	会津若松市 亀公園 会津若松市 みどり公園	亀公園集会所	午後1時30分～4時
2月16日(木)	会津若松市 城北小学校北	城北小学校北集会所	午前9時～11時
	会津若松市 東部公園	東部公園集会所	午後1時30分～4時
2月17日(金)	会津若松市 河東学園	河東学園集会所	午前9時～午後4時
	会津若松市 河東金道地区		
2月20日(月)	いわき市 鹿島町	鹿島町集会所	午前9時～午後4時
2月21日(火)	いわき市 渡辺町	渡辺町集会所	午前9時～午後4時
2月22日(水)	いわき市 好間第一、好間第二 及び仮設住宅以外に 避難されている方	いわき連絡事務所 内	午前9時～午後4時
2月23日(木)			
2月24日(金)			
2月27日(月)			
2月28日(火)	会津若松市 松長近隣公園	松長近隣公園第2集会所	午前9時～午後4時
	会津若松市 松長5号公園		午前9時～11時
2月29日(水)	会津若松市 一箕町長原地区	一箕町長原地区集会所	午後1時30分～4時
3月1日(木)			午前9時～午後4時
3月2日(金)	会津若松市 扇町1号公園	扇町1号公園集会所	午前9時～午後4時
	会津若松市 扇町5号公園		

◆仮設住宅以外に避難中の方

受付日	避難前の行政区	会 場	受付時間
3月5日(月)	中屋敷区、野上1・2区、下野上1・2・3区	会津若松出張所 内	午前9時～午後4時
3月6日(火)	大野1・2区、大川原1・2区、熊1区		
3月7日(水)	熊2・3区、町区、熊川区、野馬形区、小入野区		
3月8日(木)	大和久区、夫沢1・2・3区		

◆その他

受付日	避難前の行政区	会 場	受付時間
3月9日(金)	上記日程を都合により利用することができない方	会津若松出張所 内	午前9時～午後4時
3月12日(月)			
3月13日(火)			
3月14日(水)			
3月15日(木)			

【お問い合わせ先】 税務課

一時帰宅(3巡目)が始まります

大熊町では、2月12日より3巡目の一時帰宅が始まります。立入り順序は、野上地区から順次行われます。

なお、今回から立入りの手順が、下記のとおり変更となりますのでご注意ください。

一時帰宅(3巡目)の概要

(1)立入り方式

○自家用車<1世帯1台>

- ・人員：1人～車両乗車定員まで
- ・持出物品：車両に積載可能な量
(屋外にある物・食品・生物などは持出不可)
- ・修繕業者・引っ越し業者及び納骨のための住職の立ち入りが可能です。(ただし、事前に申し出が必要です。)

○バス

- ・人員：2人まで
- ・持出物品：
バスに積載ができ、帰宅者の持てる範囲のもの
(屋外にある物・食品・生物などは持出不可)

※バスでの立入りの場合、修繕業者等の同行はできません。

(2)中継基地

①場所

- ・原則として「道の駅ならは」(警戒区域内)となります。
- ・「南相馬市馬事公苑」については、ある程度の希望が集約された時点において国と調整を行い実施します。

②開設時間

- ・2月12日～2月29日までは、午前10時00分～午後4時00分までとなります。
(冬期安全対策のため)
- ・3月1日からは、午前9時00分～午後4時00分を予定しています。

(3)立入りの流れ(「道の駅ならは」から自家用車で立ち入る場合)

①検問所通過

通行許可証は事前に送付しますので、ダッシュボードに掲示して検問所を通過してください。

②中継基地(道の駅ならは)で受付・線量計等の配付・防護服等の装着

立入者全員の本人確認をしますので、免許証・パスポート等の身分証明書を提示してください。

※顔写真付き身分証明書をお持ちでない場合には、保険証と被災証明書など2種類の書類を提示する必要があります。

③自宅到着…各自行動

④中継基地(道の駅ならは)でスクリーニング・線量計等の返却・防護服の脱衣

⑤検問所通過

※バスでの立入りの場合については、前回同様となります。

(4)その他

- ・冬季の実施となることから、車の運転に際しては十分ご注意ください。
- ・使用される車両については冬用タイヤの装着等、冬季装備対策もお願いします。
- ・3巡目は2月12日(日)から実施し、約2ヶ月で一巡できるよう計画しています。

【お問い合わせ先】災害対策本部一時帰宅係

ハローワーク会津若松から出張相談のお知らせ

ハローワーク会津若松では、専門職業相談員が皆様の職業生活全般に係る出張相談を実施します。

◆時 間 午前9時30分～12時

◆出張相談日程表

月 日	施設名
2月 1日(水)	城北小北仮設住宅集会所
2月 2日(木)	大熊町役場会津若松出張所 2階会議室
2月 6日(月)	亀公園仮設住宅集会所
2月 7日(火)	一箕町長原地区仮設住宅集会所
2月 8日(水)	東部公園仮設住宅集会所
2月 9日(木)	大熊町役場会津若松出張所 2階会議室
2月13日(月)	松長近隣公園仮設住宅集会所
2月14日(火)	河東学園仮設住宅集会所
2月16日(木)	大熊町役場会津若松出張所 2階会議室
2月20日(月)	扇町1号公園仮設住宅集会所
2月21日(火)	城北小北仮設住宅集会所
2月22日(水)	亀公園仮設住宅集会所
2月23日(木)	大熊町役場会津若松出張所 2階会議室
2月27日(月)	東部公園仮設住宅集会所
2月28日(火)	一箕町長原地区仮設住宅集会所
2月29日(水)	松長近隣公園仮設住宅集会所

◆相談内容

- ・求人情報提供および職業相談
- ・職業訓練情報提供および相談

◆震災特別相談窓口

◇窓口対応時間

火曜日～木曜日 午後1時～4時

◇場 所

西分庁舎(ハローワーク会津若松道路向い)

◇相談内容

就職相談

※水曜日は社会保険労務士による「年金相談」
「社会保険相談」もできます。

【お問い合わせ先】

厚生労働省福島労働局

ハローワーク会津若松(被災者支援対策窓口)

電話 0242-26-3444(直通)

おもいやり駐車場利用証が、新潟県でも使えるようになりました

福島県では、車いすマークのある駐車スペースの適正利用を図るため利用証を発行する「おもいやり駐車場利用制度」を実施し、あわせて他県で発行する利用証との相互利用を行っています。

このたび、新潟県が加わり、福島・山形・栃木・群馬、茨城、新潟の6県は、それぞれの県で発行する利用証の相互利用に関する協定を締結しました。

これにより、平成24年1月15日から、6県でそれぞれ発行された利用証は、6県の協力施設(茨城県は全ての車いすマークの駐車場)いずれでも利用できるようになりました。

今後も、本当に必要な方が利用できるよう御協力をお願いします。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 保健福祉課

就職相談会のお知らせ

ハローワーク平では、大熊町役場いわき連絡事務所で就職相談会を開催します。

◆開催日程

- ・2月1日(水)
- ・2月15日(水)
- ・3月7日(水)
- ・3月22日(木)

◆時 間 午後2時～午後3時

◆場 所 大熊町役場いわき連絡事務所 会議室

※相談日以外での日程でもご要望があればお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

ハローワーク平 電話 0246-23-1421

2012就職フェアINあいづ・震災特別相談会開催

求人事業所約50社が参加する『2012就職フェアINあいづ』が開催されます。

◆日時 2月15日(水) 午後1時～4時

◆場所 会津若松市 アピオスペース展示ホール

同時開催 震災特別相談会

◆日時 2月15日(水) 午後1時～4時

◆場所 会津若松市 アピオスペース大会議室

※大熊町・浪江町・富岡町・双葉町の役場担当者による相談コーナーが設置されます。

【お問い合わせ先】

ハローワーク会津若松(震災特別相談窓口)

電話 0242-26-3444(直通)

原子力損害賠償に係る巡回法律相談のご案内

福島県では、原子力損害賠償請求手続が本格的に開始されたことに伴い、福島県弁護士会と連携し、弁護士による巡回の法律相談を実施し、被害者の皆さまを支援しております。

◆時間 各会場とも午後1時30分～3時50分
相談時間30分(事前予約制)

◆受付電話

原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口
電話 024-523-1501
(受付時間 毎日午前8時30分～午後9時)

◆巡回法律相談実施日程

実施市町村	相談日	実施場所
福島市	2月 1日(水) 2月15日(水)	福島県県北地方振興局 福島市中町1-19中町ビル5階
	2月29日(水)	福島県青少年会館 福島市黒岩字田部屋53-5
伊達市	2月22日(水)	伊達市役所保原本庁舎 伊達市保原町字船橋180
川俣町	2月 8日(水)	川俣町中央公民館 川俣町字樋ノ口11
郡山市	2月 1日(水) 2月 8日(水) 2月16日(水) 2月24日(金)	郡山市労働福祉会館
	2月 2日(木) 2月 9日(木) 2月17日(金) 2月23日(木)	白河商工会議所
	2月 2日(木) 2月 7日(火) 2月16日(木) 2月24日(金)	福島県会津若松合同庁舎本館 会津若松市追手町7-5
	2月22日(水)	下郷町役場 下郷町大字塩生字大石100
只見町	2月 9日(木)	只見町朝日地区センター 只見町大字黒谷字館658
南会津町	2月 3日(金)	南会津町商工会田島本所会館 南会津町田島字行司12
	2月17日(金)	南会津町商工会館岩支所会館 南会津町松戸原156
南相馬市	2月 2日(木) 2月 9日(木) 2月16日(木) 2月23日(木)	サンライフ南相馬 南相馬市原町区小川町322-1
	2月 6日(月) 2月13日(月) 2月20日(月) 2月27日(月)	いわき市中央台公民館 いわき市中央台飯野4丁目5-1

【お問い合わせ先】

福島県生活環境部 原子力賠償支援課
電話 024-521-8045(内線5291)

ふるさとふくしま暮らしサポートミーティングが開催されます

福島県外に避難された皆さまへ、地元の情報はじめ、皆さまの暮らしに関する情報などをご提供したり、雇用や各種申請などに関するご相談ができる「暮らしサポートミーティング」が開催中です。

皆さまへのご説明とご相談を、同じく福島県から参ります暮らしサポート相談員がお受けしていく予定ですので、ぜひお越しください。

※入場無料・予約不要

※大熊町からも職員が参加しますので、ご相談ください。(2月26日長岡市開催を除く)

◆暮らしサポートミーティング主なプログラム

- 国・福島県からのお知らせ
- 各市町村からのお知らせ
- 個別暮らしサポート相談
- 雇用に関するご相談
- 就職支援窓口のご紹介、県外巡回相談会のご案内など

※司法書士への相談も無料!

- ・原発補償金に関する説明、情報提供
- ・その他法律相談

◆2月の開催日程・場所

都道府県		日時	会場
秋田県	秋田市	2月19日(日) 16:00～18:00	秋田市文化会館
	山形市	2月4日(土) 13:00～15:00	山形テルサ
山形県	米沢市	2月5日(日) 13:00～15:00	米沢市すこやかセンター
	柏崎市	2月24日(金) 18:00～20:00	柏崎市民プラザ
2月25日(土) 13:00～15:00			
新潟県	長岡市	2月26日(月) 13:00～15:00	長岡市立劇場
	前橋市	2月17日(金) 18:00～20:00	前橋市民文化センター
2月18日(土) 13:00～15:00			
群馬県	柏市	2月11日(土) 13:00～15:00	柏商工会議所
	千葉市	2月13日(月) 18:00～20:00	千葉市民会館
千葉県	川崎市	2月12日(日) 13:00～15:00	サンピアンかわさき

【お問い合わせ先】

暮らしサポート事務局

電話 024-526-0577

(暮らしサポートミーティング専用ダイヤル)

駐日アメリカ大使がいわきの仮設住宅を視察しました



駐日アメリカ大使のルース大使が1月16日、いわき市好間工業団地第一応急仮設住宅を視察に訪れ、第一応急仮設住宅と第二応急仮設住宅に住んでいる住民との懇談会が開催されました。

懇談会の中で、住民から仮設住宅での暮らしの実情や、今後への不安などが伝えられ、ルース大使は「話していただいた情報は大変貴重な情報である。今後米国政府として出来ることなどは限られているが、NGOなどを通して支援をしていきたい」と答えました。

懇談会の最後に住民からの「トモダチ作戦」に対する感謝の言葉や、佐藤忠弘さん(大川原一区)が作った木彫りの「壽」と書かれた置物が手渡され、大使は感謝の意を示していました。

瑞宝双光章を受章 ～村上秀義さん 大和久区～

長年の消防団員、消防団長として、団員の育成強化や教育訓練、消防施設の整備強化など、長年の功績が認められ、村上秀義元大熊町消防団長が、瑞宝双光章を受章しました。

村上さんは、昭和62年5月4日に発生した浪江町大堀地区山林火災の際、当時の団長の指揮の下、延焼防止策の掘削作業や消火隊の有効配置、対策本部との連絡など寝食を忘れて活躍しました。

伝達式は、12月22日、村上さんの避難先で行われ、渡辺町長から勲章が手渡されました。



埼玉県に避難されてきた方へお知らせ

輪になろう！ふみ出そう！『ひまわりの会』！

東日本大震災により、東北から旧鳩ヶ谷市に避難してきた6名で、鳩ヶ谷ボランティア連絡会の協力を得てグループを作りました。

グループ名は「明るく元気に、自らの力でこの地に花を咲かせる」という意味で『ひまわり』。

そこで交流を目的としたサロン(茶話会)を開きます。

避難してきた方、地域の方、埼玉に住む東北出身者、多くの方の参加をお待ちしています。

お茶を飲みながら、楽しい時間を過ごしましょう！

- ◆日時 2月8日(水) 9:30～12:00
- ◆場所 やすらぎ会館 (川口市南鳩ヶ谷6-8-16)
- ◆参加費 200円
- ◆内容 おしゃべりサロン(親睦、情報交換等)
- ◆申込 不要(直接会場にいらしてください)

【お問い合わせ先】

『ひまわり』 前川 (大熊町 熊)

電話 080-4405-4931

※『ひまわり』は毎月1回第2水曜日に実施予定です。

町民掲示板

大熊町の思い出

第24回おおくま駅伝



第24回大熊駅伝競走大会(おおくま駅伝)が、昨年の2月20日、総合グラウンドを中心とした町内1.4km～5.0kmのコースで行われました。

この年は、県内外から8部門に294チームがエントリーし、健脚を競いました。